

令和4年4月12日

各学部等の長  
各学内共同教育研究施設の長 殿  
事務局各部長

学 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究活動に係る  
考え方について（第10報）

このことについて、全国的に新型コロナウイルス・オミクロン変異株の新規感染者数が爆発的に増加しており、鹿児島県におきましても連日多くの感染者数が発表されています。本学においても本年4月に入り、きわめて多数の感染者が報告されています。

これらの状況に鑑み、本学における研究活動については、以下の考え方に基づき取り扱うこととなりますので、引き続き、研究活動に従事する教職員や学生の皆様におかれましてはご理解とご協力をお願いします。

○研究活動に係る考え方

文部科学省作成の「感染拡大の防止と研究活動の両立に向けたガイドライン（改訂）」を踏まえつつ、研究室への立ち入りは、研究を継続するために必要最低限の研究室関係者（教職員・研究員・学生等）とし、それ以外の研究関係者は積極的に自宅での作業を行うこととします。

- ・ 研究室に滞在する場合は、研究室に配置されている機器、試料・資料、実験用生物を使用するなど、研究室を利用しないと当該研究の遂行に支障が生じる場合など必要最低限の活動とし、データの整理などは自宅での作業を行う等、不要不急の滞在は避け、滞在時間も可能な限り短くする。
- ・ 研究室においては、いわゆる3密（密閉、密集、密接）の回避等を徹底し、十分な換気、手指消毒を徹底するとともに、不要な飲食、会話は控える。
- ・ 共同研究の実施や学会などのために、教員や学生が県外へ移動すること、又は同地域から関係者が来訪することについては、実施を極力控えるとともに、どうしても実施せざるを得ない場合には感染予防対策を徹底する。

なお、研究の内容は各部局や各施設により大きく異なっていることを踏まえ、活動制限に関する具体的な内容につきましては、各学部等の長や各学内共同教育研究施設等の長、あるいは各研究室の責任者の責任において、ご判断ください。

ただし、研究室関係者（教職員・研究員・学生等）に新型コロナウイルスの感染が判明した場合や、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがある人との濃厚接触が判明した場合は、ただちに研究活動を一時中断（※）してください。

※ 翌日から1週間は、部局長など管理監督者許可の下で実験用生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に一時的に入室する研究スタッフに限り研究室内への立ち入りを認め、それ以外の関係者は全員自宅での作業とします。

担 当：研究推進部研究協力課 研究協力係  
内 線：3224  
E-mail：kenkyo@kuas.kagoshima-u.ac.jp